

学位申請に関する主な変更点

大学院委員会

対象者：2018年12月21日以降の学位申請者

【提出物】

1. 転載許諾証明書を廃止し、「著作権処理状況報告書」の提出を求める
掲載された論文を学位論文として使用してよいか、本学の学術リポジトリ（インターネット上）で公表してよいか、版元の著作権ポリシーを確認すること
※著作権処理状況報告書は、第二審終了までに提出することとする
2. 「学術リポジトリへの学位論文登録申請書」の提出を追加する
自著欄は必ず申請者本人が直筆で記入すること
3. 「研究倫理に関する対応確認書」の提出を追加する
指導教授のサイン・捺印を必要とする
[2023年4月21日以降の学位申請者より、根拠書類の提出を求める](#)
[※承認番号・承認年月日等が記載された通知書の写しを添付すること](#)
4. 学位論文（主論文）pdfデータの提出を追加する
審査用論文、論文要旨、論文目録と併せて記録媒体にに入れて提出すること

【施行細則】

1. Thesis（学位審査用論文）の名称を「審査用論文」に変更する
2. システマティック・レビューの取扱いについて、大学院委員会で確認の上、十分価値があると認められた場合には、学位論文として受理することとした
3. 短報（Letter、Correspondence、Short report）は原則として学位論文として除外するが、大学院委員会で十分価値があると認められた場合には、受理することとした
4. 学位論文が原著論文に該当するか明確でない場合、その確認手続きとして、別刷り、投稿原稿又は論文概要を大学院委員会宛に提出することで、事前確認依頼をできることとした。